

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスを確立し有効に機能させることは、企業の社会的責任であると同時に、経営の効率性や透明性を高め、永続的な企業価値向上に資するものであると考えております。

当社は、株主・取引先・従業員・地域社会などさまざまなステークホルダーの皆様からの信頼に応えるコーポレート・ガバナンスを構築し上場企業としての社会的使命と責任を果たすとともに、コンプライアンスを重視しつつ経営環境の変化に迅速に対応できるトップマネジメント構造および事業執行体制を整備し永続的な成長と発展を目指してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口)	1,739,350	4.80
株式会社テラエンタープライズ	1,350,000	3.72
寺山 満春	882,345	2.43
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	865,800	2.39
寺山 正道	802,345	2.21
株式会社K&M	700,000	1.93
アサヒ従業員持株会	681,900	1.88
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	535,000	1.48
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	527,569	1.46
株式会社三菱東京UFJ銀行	450,000	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森井章二	他の会社の出身者											
徳嶺和彦	弁護士											
大久保裕晴	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森井章二	○	○	同氏を独立役員として指定しております。 同氏は平成21年6月から平成22年6月までの間、子会社アサヒプリテック(株)の社外取締役に就任しておりました。	金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から有用な意見をいただくことを目的として、同氏を社外取締役に選任しております。 (独立役員の指定) 一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しております。 なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独

				立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。
徳嶺和彦	○	○	同氏を独立役員として指定しております。	弁護士として専門的な知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から監視・監査機能を果たすことを目的として、同氏を社外取締役を選任しております。 (独立役員の指定) 一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しております。なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。
大久保裕晴	○	○	同氏を独立役員として指定しております。	金融・財務を含めた経営に関する専門的な知識や経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から監視・監査機能を果たすことを目的として、同氏を社外取締役を選任しております。 (独立役員の指定) 一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しております。なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

更新

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

更新

- (1)監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置いております。
(2)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得ることとしております。
(3)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

更新

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会は社外取締役3名(うち弁護士1名)と社内取締役1名(常勤)で構成されており、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことで、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するために必要な情報提供等が速やかになされる体制をとっております。
監査等委員である取締役は取締役会へ毎回出席するほか、営業所・工場等への往査、会計監査人からの会計監査結果報告会等を実施しておりコーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識の下、業務執行の全般に亘って監査を実施しております。また、内部監査部門とは情報の交換を密に行い、相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。なお、会社と社外取締役の間に特別の利害関係はありません。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

更新

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

更新

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社グループの連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高め、企業価値の向上と経営体質の更なる強化を図ることを目的として、ストックオプション制度および業績連動型報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社および当社子会社の取締役、執行役員および幹部従業員を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役に支払った報酬等の総額(平成27年3月期)
支給人数 8名 支給額 118百万円

(報酬限度額)
取締役(監査等委員であるものを除く。) 200百万円
取締役(監査等委員であるもの。) 100百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

個別報酬につきましては、業績等に対する各取締役の貢献度に基づき決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 [更新](#)

会議運営等についてサポートしております。また、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことにより、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するために必要な情報提供等を速やかになされる体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(取締役会)

取締役会は、取締役9名(うち社外取締役3名)で構成され、経営の基本方針、計画、戦略、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を審議・決定するとともに、当社グループの業務執行を厳正に監督しております。取締役会は、原則として年8回定時開催するほか、必要に応じて随時開催しております。なお、会社と社外取締役との間に特別の利害関係はありません。

(グループ経営戦略会議)

グループ経営戦略会議は、グループ各部門の執行責任者である社内取締役で構成され、新規事業や投融資等に関して迅速かつ機動的に審議・決定を行うとともに、当社グループの事業計画の進捗に関する審議を行っております。また、取締役会専決事項についても、重要なものについては事前にグループ経営戦略会議において審議し、戦略的意思決定に係る審議の充実を図っております。なお、グループ経営戦略会議は毎月1回定時開催するほか、必要に応じて随時開催しております。

(監査等委員・監査等委員会)

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員会は社外取締役3名(うち弁護士1名)と社内取締役1名(常勤)で構成されており、必要に応じて監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことで、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するために必要な情報提供等が速やかになされる体制をとっております。

監査等委員である取締役は取締役会へ毎回出席するほか、営業所・工場等への往査、会計監査人からの会計監査結果報告会等を実施してお

り、コーポレート・ガバナンスの一翼を担う独立の機関であるとの認識の下、業務執行の全般に亘って監査を実施しております。また、内部監査部門とは情報の交換を密に行い、相互に連携して内部統制システムの強化を推進しております。なお、会社と社外取締役の間に特別の利害関係はありません。

(内部監査)

当社は、業務の適正な運営・改善・効率化を図るべく、当社グループを対象として、計画的で網羅的な内部監査を実施しております。

(独立監査人)

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人に委嘱しております。独立監査人である新日本有限責任監査法人は、監査人として独立した立場から財務諸表に対する意見を表明しております。なお、会社と独立監査人の間に特別の利害関係はありません。

(リスク管理体制)

当社グループの事業遂行プロセス、業務構造等に潜在するリスクを適切にコントロールするため、事業活動上のリスクの把握・評価及び対策を実施する体制を設置し、コンプライアンスを確立しつつリスクの顕在化を未然に防止しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は社外取締役を選任しており、社外取締役が連携して経営を監視・監督する体制をとっております。財務、法律、経営等いずれも専門的な知見を有する社外取締役を選任しており、経営に対して独立性を確保した立場から、監視・監督機能を果たしております。

当社は、上記のコーポレート・ガバナンス体制を確立し有効に機能させることで、上場企業としての社会的責任を果たすとともに持続的な成長と発展を目指してまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	開催日の約3週間前に発送
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の1週間前に株主総会を開催
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページに招集通知を掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間・期末決算発表後に説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	中間・期末決算終了後、欧米を中心に海外投資家を訪問しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示資料、プレスリリース、有価証券報告書をはじめ、会社概要、財務資料、事業内容等をホームページへ掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは貴金属リサイクル事業、環境保全事業およびライフ&ヘルス事業を通じて、資源の有効利用や広く環境保全に貢献しており、CSR活動にも積極的に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、業務遂行するために、取締役会は取締役及び使用人を対象とする「アサヒウェイ」及び「倫理規定」を制定する。
- (2)取締役及び使用人に対し「アサヒウェイ」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、内部監査部門は、業務監査を通じ、改善、指導等を行う。
- (3)コンプライアンス全体を統括する組織として各部門担当で構成される「内部統制推進会議」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
- (4)コンプライアンスの推進については、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。
- (5)取締役及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、内部通報システムを整備し運用する。
- (6)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- (1)取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
- (2)取締役、監査等委員及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。
- (3)グループ会社を管理するとともに、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。

3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- (1)リスク管理に関する規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2)不測の事態が発生した場合には、経営会議等にて審議・決定を行い、その決定事項を管理責任者から各部、各工場連絡するとともに、各部、各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)定例の取締役会を3か月に1回以上開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (3)取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
- (4)取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。
- (2)当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。
- (3)当社の内部監査部門は定期的、または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制を整備する。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置く。
- (2)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- (3)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。

7. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項

- (1)当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員及び使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等を、すみやかに報告する。
- (2)監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとする。

8. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会へ報告をおこなった当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

9. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員は、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のため必要な費用を会社に対して請求することができる。

10. その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会、会計監査人及び監査等委員会事務局は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループでは、反社会的な活動や勢力とは一切の関係をもたず、いかなる取引も行わないことを全役職員に周知徹底しております。また、外部専門機関との連携を緊密に行い迅速な対応が可能な体制を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項